

## 概要書

### 令和8年度 地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等） 【文化芸術振興費補助金】について

#### ○事業の目的

文化庁の令和8年度予算事業。地域の伝統行事や民俗芸能は、その地域に暮らす人々の心のよりどころであり、またコミュニティのつながりを維持する上で、重要なものです。が、過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として継承が困難となっています。

こうした状況を踏まえ、本事業は用具の修理・後継者養成など、地域の伝統行事・民俗芸能等の基盤整備の取り組みに支援を行い、次代への継承や地域活性化を推進することを目的として言います。

#### 1. 補助対象となる文化遺産の範囲

- ① 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- ② 文化財等
- ③ 地域に古くから（おおむね戦前から）継承されている当該地域に固有の伝統行事や民俗芸能

#### 2. 補助対象事業

- ①用具等整備事業（山車の修理や衣装の新調等を行う取組み）
  - ②後継者養成事業（保存会会員を対象とした技術練磨等を行う取組み）
  - ③記録作成・情報整備事業（記録の作成・発信やライブ配信等を行う取組み）
- ・ 補助対象経費の上限：市全体で1,000万円  
※予算の範囲内において、補助対象経費の一部（補助対象経費の85%までを上限）を補助。  
※補助対象経費の85%が上限のため、少なくとも15%は自己負担の必要有

#### 3. 補助事業者

地域の文化遺産の所有者、保護団体（保存会）等によって構成される実行委員会等  
※令和3年度に「相模原市地域文化財活用事業実行委員会」（以下「市実行委員会」）を設置。  
補助金を要望する伝統行事の保存会等は、市実行委員会に加入する必要があります。

#### <保存会等の応募要件>

- ・ 定款に類する規約を有すること。
- ・ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- ・ 自ら経理し、監査する会計組織を有すること。
- ・ 活動の本拠となる事務所等を有すること。

#### 4. 補助金応募書類

- ① 事業計画書（様式3）
  - ② 見積書（任意様式）※発注金額が10万円以上の場合
  - ③ 仕様書（任意様式）※用具の修理・新調を行う場合、具体的な内容を記載
  - ④ 専門家の指導書（任意様式）※用具の修理・新調に係る仕様内容について専門家による指導内容を記載
  - ⑤ 修理・新調対象の用具の現況写真（カラー）
  - ⑥ 保存会等の定款等
  - ⑦ 保存会等の構成名簿
- ※応募にあたっては、必ず事前相談を行ってください。【相談期限：12月12日（金）】  
※様式等は、文化庁ホームページからダウンロードできます。

5. 応募書類提出先・提出方法

教育委員会 文化財課に直接またはメールで提出

6. 事前相談受付・応募書類提出期限

- ・事前相談受付 : 令和7年12月12日(金)午後5時まで
- ・申請に係る打合せ : 令和7年12月23日(火)夕方
- ・提出期限 : 令和8年1月5日(月)午後5時まで

※申請を希望する団体は、必ず申請に係る打合せにご出席ください。詳細については別途ご連絡いたします。

事業の流れ(予定)

令和8年1月 文化庁へ要望書類の提出

令和8年2~3月中旬 有識者による審査(文化庁)

令和8年3月下旬 採否の決定通知

7. 補助金交付の対象となる期間

採択通知の日から令和9年3月31日までの間

※令和9年3月31日までに修理等の事業を必ず完了してください。

8. 補助金の支払時期・方法

原則、補助事業完了後、文化庁から市実行委員会に支払われます。その後、市実行委員会より、各保存会等へ支払われます。なお振入手数料は各保存会等にご負担いただいております。

9. 留意事項

- ・取組内容によって、補助対象外となります。詳細については、「**令和8年度 地域文化財総合活用推進事業(地域伝統行事・民俗芸能等)【文化芸術振興費補助金】募集案内**」をご確認ください(文化庁のホームページに掲載されています)。
- ・社寺等の宗教団体所有の神輿や備品等は対象外となります。
- ・応募にあたっては、文化財課へ必ず事前相談を行ってください。
- ・令和8年度の国予算成立状況等によって、事業内容が変更する場合があります。
- ・書類作成方法など不明な点は、文化財課へお問い合わせください。

以上